

「生涯現役社会」の実現に向けた 生涯現役地域づくり環境整備事業の事業構想

厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

高齢者雇用対策のこれまでとこれから

- 一般の事業の見直しは、以下のような、**高齢者雇用対策の流れや他施策の動きと連動**するものである。

政策的な背景

- これまでの高齢者雇用対策は、高年齢者雇用安定法により企業に求める措置を公的年金の支給開始年齢の動向に連動させるなど、**高齢期の所得保障を主な目的として、また、「自社における雇用継続」を中心に展開**されてきた。
- 令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法において、「就業確保措置」を創設し、「他社での継続雇用」や「創業支援等措置」（雇用によらない措置）という多様な就業・社会参加の形態を認めたことは、高齢者雇用政策の転換点と位置付けられる。
- 今後は、高齢期の所得保障だけでなく、高齢期の社会とのつながりや高齢者の能力・意欲の発揮を実現するため、高齢期のニーズの多様性に応じ、**雇用だけでなく多様な就労・社会参加の場を整備していくことが一層求められていく。**
- 一方で、多様な就労・社会参加の場を整備は、個々の企業単位での取組では限界があり、**高齢者雇用政策の各種取組の連携の強化**を図りつつ、さらに、高齢者雇用政策の範囲を越えて、**地域の様々な関係者と協働して取組の裾野を広げ強化**していく必要がある。



地域社会の課題を踏まえた他施策の動き

- **2040年に向けてほとんどの自治体において人口減少・高齢化が進行**していく。都市部と地方部に共通して、世代を超えた支え合いを生むコミュニティ機能の確保や生活支援の基盤整備、多様な就労・社会参加などを通じた健康寿命の延伸が課題となっており、特に地方部では、生産年齢人口が急速に減少し、地域社会の機能の持続が喫緊の課題である。
- 人口減少・高齢化に直面する中で地域の様々な機能を維持・再活性化できるようにするため、**地域福祉や地方創生、農山村などの地域活性化などの政策領域**においては、**縦割りを超えてフィールドベースで政策の連携・一体的展開を目指す取組**が進められている。
- 一方で、これらの領域での政策の目的を達成するためには、**多様な就労・社会参加の機会を確保する機能が重要**であるが、**各地域の体制整備においてはその機能が十分に担保されていないことが多い**。逆に、高齢者等の就労支援も、主に企業における正規雇用が念頭におかれているため、**地域に存在する多様な雇用・就業のニーズに十分に答えられていない**。
- このような課題を踏まえ、**地域に既に定着しつつある、地域福祉や地方創生等の他分野の政策と、高齢者等への雇用・就業支援の政策を、フィールドベースで一体的に展開**することにより、大きな相乗効果が生まれ、結果として地域の持続可能性も高まると考えられる。

これまでの生涯現役促進地域連携事業の評価と今後の方向性

- これまで6年間の実施を通じて見えた生涯現役促進地域連携事業の課題を踏まえ、①事業の費用対効果の向上と、②委託事業終了後の活動の継続を確実にするという方向性の下で、事業を再編・再構築し、事業の設計を抜本的に見直す。
 - ・ 雇用・就業者数を主目標として高年齢者・企業のニーズ調査、セミナー、説明会の開催等を行うことで、雇用・就業者数については多くの団体において目標を達成するなど一定の効果は見られるものの、事業の費用対効果を改善していく余地は大きい。
 - ・ また、地域協働コースに移行しなかった協議会では、事業実施期間（連携推進コースの3年）の終了に伴い、活動自体が終了するケースがみられる。地域協働コースに移行した協議会では、委託費の金額の漸減に伴って活動を縮小しているケースがある。
 - ・ この点に関しては、人材面と資金面が影響している。自走していくための資金の確保の取組が不十分であるために、事業終了後に委託費がなくなると協議会を解散せざるを得ず、事業に熱心に取り組んできたキーパーソンも不在になってしまうという悪循環に陥っていると考えられる。
 - ・ こうした課題を踏まえ、令和4年度から、生涯現役促進地域連携事業を再編する。同時に、委託事業の設計についても、事業の費用対効果を高めるとともに、事業終了後における各地域での自立的な取組継続の可能性を高める観点から、大幅な見直しを行う。
 - ・ 具体的には、①雇用・就業者数について一層の成果を実現する、②委託事業終了後の自走に向けて民間等からの資金調達のスキーム構築を促す、そして、これらの実現に資するよう、③地域において定着している他分野の取組との一体的な展開を促す設計とし、これを新たに「生涯現役地域づくり環境整備事業」として実施する。

新たな「生涯現役地域づくり環境整備事業」

- 令和4年度においては、生涯現役促進地域連携事業の実施状況等を踏まえ、地域で既に定着している取組との一体的実施による相乗効果を生むことを通じて最大限の成果を得るため、**次頁以降の4要素（目的・射程・内容・支払い）を踏まえた事業設計とすることを念頭に「生涯現役地域づくり環境整備事業」（以下「環境整備事業」という。）の実施を予定。**

背景

令和3年4月施行の改正高齢法により、65歳までの雇用確保措置の義務を上回る70歳までの「就業確保措置」が努力義務となるなど人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図る必要がある。

企業内での雇用のほか、高齢者のニーズに応じ地域において高齢者が活躍できる多様な就業機会を創出し、多様な働く場を整備していく取組を促進するため、地域で既に定着している地域づくりの取組との連携の一層の緊密化を図り、地域ニーズを踏まえた高齢者の働く場の創出の取組が持続していくことが可能なモデルづくりや他の地域への展開を推進する事業を実施することとする。

事業内容

（1）多様な就業機会の創出、持続可能なモデルづくり等【委託事業】

地域福祉や地方創生等において形成された地域づくりの既存プラットフォーム機能に就労支援の機能を付加する仕組みの実証等を通じて、地域の産業・人口構造によって異なる高齢期の就業ニーズをきめ細やかに捉えた多様な就業機会を創出し、地域の関係機関のネットワークにより高齢者の活躍が地域課題の解決につながる好循環を生み出す取組を展開するとともに、持続可能なモデルづくりを行う。

（2）事例収集、実施状況の評価、情報交換会の開催等【委託事業】

（1）の取組をフォローし取組内容及び効果の分析・評価を行うことにより、多様な地域の実情に応じた効果的な手法や持続可能な取組の普及のために必要な環境整備を取りまとめるとともに、情報交換会の開催やWebサイトでの発信強化等による他地域への普及促進を行う。

（1）多様な就業機会の創出、持続可能なモデルづくり等

事業規模

事業実施箇所数 5か所程度
1か所あたり各年度約2,000万円

事業実施主体及び期間

実施主体：協議会（地方自治体が中心となった合議体）
事業実施期間：最大3年度間

（2）事例収集、実施状況の評価、情報交換会の開催等

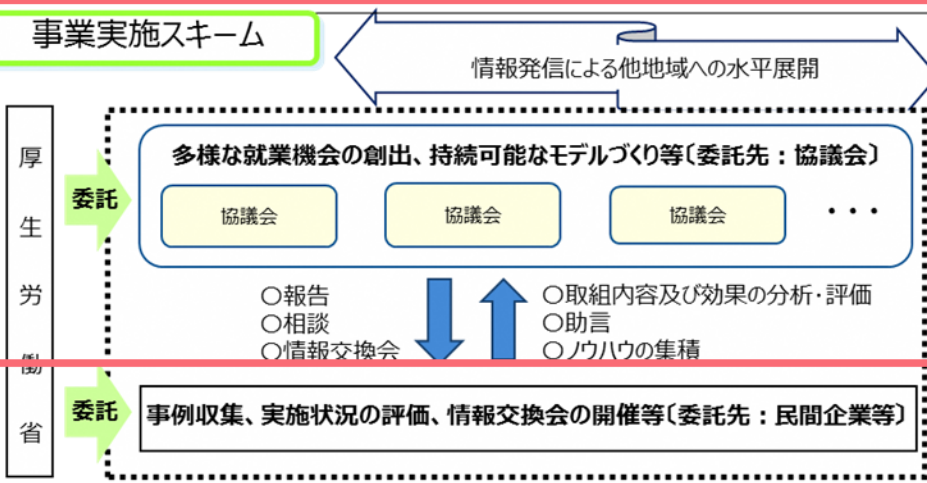
事業規模

約2,000万円

委託先

民間企業等

事業実施スキーム



事業の目的

- 民間資金など幅広い財源を調達し、地域福祉や地方創生等において形成された**地域の既存プラットフォーム機能に就労支援の機能を付加する仕組みを実証的に実施**することで、以下の成果を実現することを目的とする。

1 「生涯現役社会」の構築による地域社会の持続

1

- 高齢者をはじめとする**地域住民の多様な就労ニーズ**に応える「生涯現役社会」を構築し、生産年齢人口の減少に直面する**地域社会の持続につなげる**こと

2 地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施にかかる課題の抽出

2

- 各地域における実証を通じて、既に地域で展開されている地域福祉・地方創生・農山村等の地域活性化などの取組と高齢者等への就労支援の取組を**一体的に実施する仕組みを構築する効果および実装に伴う課題を抽出**すること

3 他地域への普及に必要な環境整備に関する政策上の知見の収集

3

- 各地域の実証に基づいて、**民間等からの資金調達および地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施の普及のために必要な環境整備**について、今後の政策立案に向けた示唆を得ること

事業の射程

- 新事業の趣旨や成果を実現するためには、高年齢者等の多様なニーズに応えるとともに、**地域福祉や地方創生等の分野の取組と円滑に連携できる**ことが必要であることを踏まえ、**環境整備事業の射程を次のとおりとする。**

1. 支援対象者の拡張



- **55歳以上の高年齢者を対象に含むことは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**高年齢者以外も対象であることを明確にして事業を行うことが可能。**

2. 多様な就業形態の創出



- 地域において創出する**就業形態の一類型として企業による雇用を想定することは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**企業における雇用以外の多様な就業機会**（シルバー人材センターなどでの請負委託、有償・無償のボランティアなどを含む）の創出に取り組むことが望ましい。

3. 自治体事業等との一体的な実施



- 地域において、地域福祉や地方創生など地域づくりを目指す地方自治体の事業や民間中心の取組で構築された、**協議会等のプラットフォーム機能が、既に機能していることが前提。**既存の協議会等を高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として正式に位置付けることが必要（地方公共団体は協議会の必須の構成員）。
- 各地域の取組においても、協議会機能の再編や効率的な事業運営に取り組むことで、**自治体事業等の機能と雇用・就業支援の機能の相乗効果**を生むことを目指す。

【想定される協議会等の例】

- 重層的支援体制整備事業実施計画検討のための協議会
- 地域福祉計画検討のための協議会
- 生涯活躍のまち事業計画検討等のための推進協議会（地域再生協議会）
- 農山村活性化における地域協議会
- その他の自治体事業や民間主体の活動(例:協同労働)等により組織される協議会組織 等

【協議会の一体的な設置方法の一例】

- 基盤となる協議会等に、環境整備事業を効果的に実施する上で必要なメンバーを追加する
- 基盤となる協議会等に、雇用・就業支援に重点を置いた部会を新設する 等

事業の内容

- それぞれの協議会では以下の事業内容を共通して実施し、地域の実情や高齢者等の多様なニーズに応じ、創意工夫を活かした独自性のある取組を推進することが期待される。

協議会における事業内容

1. 多様な雇用・就業の促進

- 地域の既存プラットフォーム機能の基盤の上に、高齢者等への雇用・就業支援の機能を強化するという枠組みを試し、効果的な事業モデルを構築する

【想定される事業の例】

- 地域の多様な関係者相互のネットワークの構築
- 事業主や高齢者等への支援
- 高齢者等のニーズと地域の雇用・就業の機会とのマッチング支援 等

2. 民間等からの資金調達

- 事業終了後も各地域における取組を持続させるため、試行的に、民間等からの資金調達に取り組む

【想定される民間資金等の調達例】

- 企業等から協議会への寄附
- 協賛企業や取組に賛同する個人等からの会費
- 企業等からの人材（マッチング支援など）の出自
- 協議会活動の一環として実施する事業活動から得た収益（地域食堂の売上金など）
- 自治体事業の支出見直しにより生じた財源の充当
- 地方公共団体あての寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税など） 等

3. 事業プロセスの評価

- 事業内容の深化や取組の拡張など、事業を実施する中で生じる変化に関する情報や資料を提供する

※各協議会は、別途実施する委託事業で提示予定の枠組み（指標など）に沿って、評価に協力する

【年度ごとの大まかな質的目標】

- 初年度 地域プラットフォームの本格稼働と、協議会メンバーや連携する企業等の広がり
- 第2年度 初年度の取組の深化・拡張、民間等からの資金調達の本格化
- 最終年度 第2年度までの取組の更なる深化・拡張、事業終了後の取組継続のための体制整備

自治体事業等の取組（一例）

- 重層的支援体制整備事業
- 地方創生（生涯活躍のまち事業）
- 農村型地域運営組織形成推進事業・農山漁村振興交付金事業
- 自治体の独自予算事業
- 民間主体が中心に実施される事業（例：協同労働） 等

ADD ON

就労支援機能

既存協議会等の取組

地域社会・経済の持続

高齢者等の多様な就労ニーズ

- 雇用
- シルバー人材センター等の就業（臨・短・軽）
- 社会貢献事業（有償）への従事
- ボランティア（無償）
- 起業 等

成果に連動した委託費の支払い

- 環境整備事業の委託費の支払いにおいては、①高年齢者の雇用・就業者数、②民間等からの資金調達の2項目について、次のとおり、成果に応じた委託費の加減算を行う。

委託費への成果連動の仕組み

高年齢者の雇用・就業者実績に対する成果連動【定率減算方式】

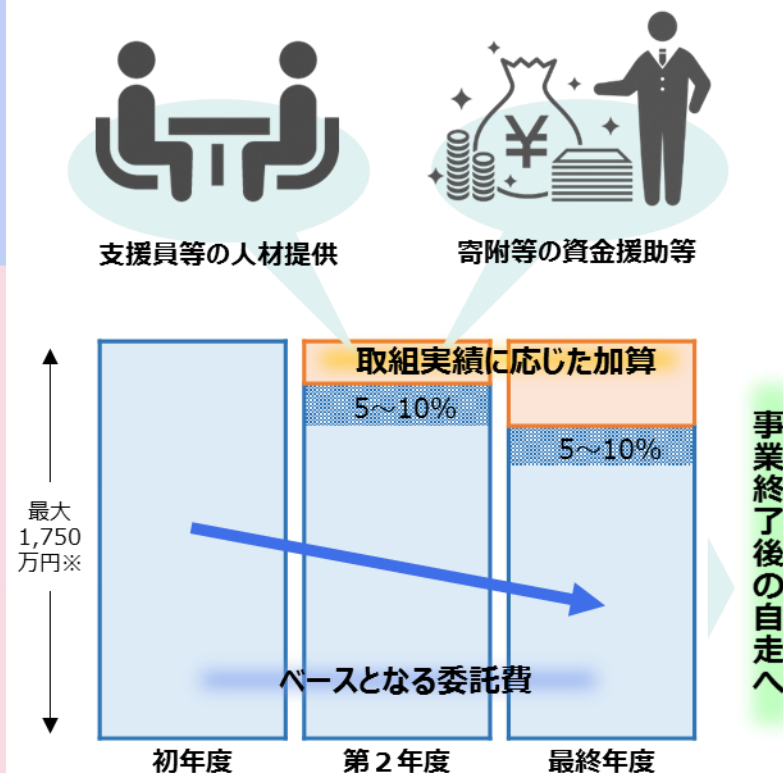
- 高年齢者の雇用・就業者数については毎年度必須のアウトカム目標とし、事業第2年度以降に目標を達成できなかった場合、当年度の委託費の支払いから一定割合を減額して支払う。
- アウトカム実績が目標の80%未満だった場合 …… 委託費から▲5%減額
- アウトカム実績が目標の70%未満だった場合 …… 委託費から▲10%減額
- ※ 各地域の目標値の最低基準：対象地域の高齢者人口1,000人あたり1.1人以上（令和2年度の生涯現役促進地域連携事業実施市町村の実績値の平均）

民間資金等の調達実績に対する成果連動【定額加算方式】

- 事業第2年度以降は、当年度における民間資金等の調達実績に応じて、委託費に一定額を加算して支払う。さらに、最終年度においては加算の基準と上限額を引き上げ、民間資金等の調達のためのインセンティブを強化する。
- なお、民間資金等の調達手段は以下の2パターンとし、組み合わせて取組むことも可とする。
- 【支援員等の人材提供】
 - ・ 協議会における高年齢者等のマッチング支援のため必要と考えられる支援員等の配置にあたり、職員を派遣（人件費を負担）してもらった場合
- 【寄附等の資金援助等】
 - ・ 協議会における高年齢者等のマッチング支援のため必要と考えられる支援員等の人件費と同程度の金額を、民間資金など他の財源（自治体事業等による安定的な財源を含む）から調達した場合

Ex. 協議会におけるマッチング支援のため必要な支援員等の人件費を450万円/年【基準】とした場合

- ・ 実績：225万円(基準の50%)以上の人材提供or寄付等 …… 100万円の加算
- ・ 実績：450万円(基準の100%)以上の人材提供or寄付等 …… 200万円の加算【2年目加算上限】
- ・ 実績：675万円(基準の150%)以上の人材提供or寄付等 …… 300万円の加算
- ・ 実績：900万円(基準の200%)以上の人材提供or寄付等 …… 400万円の加算【3年目加算上限】



※ 必要額についても提案型とし、費用対効果の観点も含めて評価・採択を行うため、実施箇所数は評価を踏まえて最終決定する。ただし、予算額に達していない場合でも、評価の低い実施主体を採択することはしない。

委託費の構成と成果連動分の支払いの仕組み

- 委託費は、①ベースとなる委託費（事業の必要経費への支払部分。高年齢者の雇用・就業者実績連動部分を含む。）と、②資金調達の実績連動部分（成果のみに応じた支払部分。事業の必要経費とは対応しない。）に大別。
- 各年度の予算上限額（1,750万円）は上記①・②を合計した金額に適用。また、成果連動に係る評価基準期間を別途設ける。

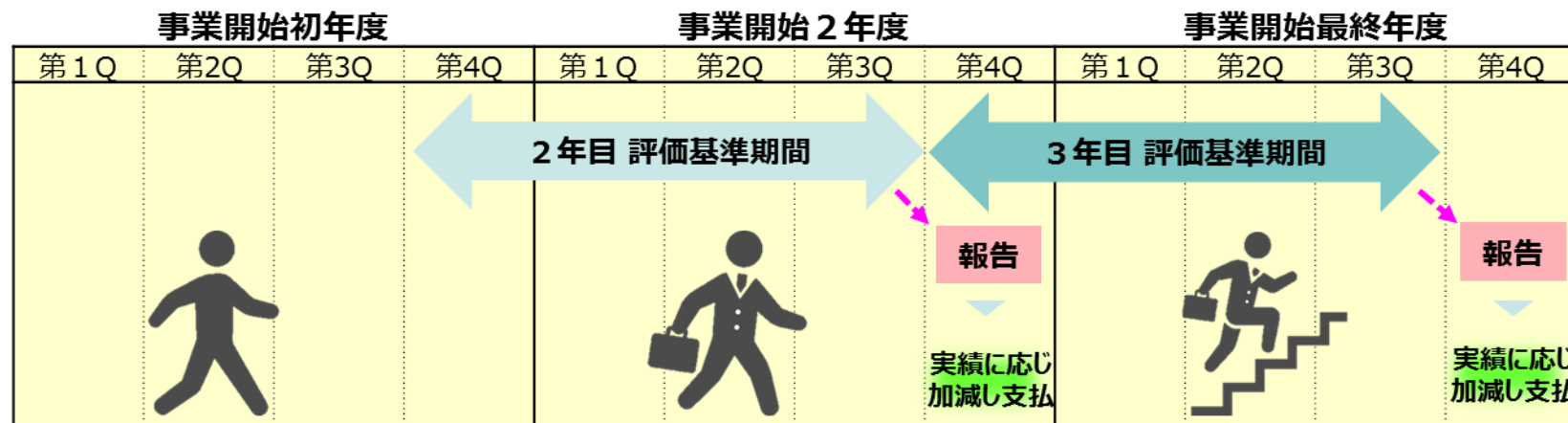
各事業年度における委託費の構成について（初年度1,750万円の例）

	初年度	第2年度	最終年度
1. ベースとなる委託費（上限額）	1,750万円	1,550万円	1,350万円
2. 高年齢者雇用就業者実績連動分【定率減算】	-	▲0～▲155万円	▲0～▲135万円
3. 資金調達実績連動分【定額加算】	-	0～200万円	0～400万円
合計額	（最大値） 1,750万円	1,750万円	1,750万円
	（最小値） 1,750万円	1,395万円	1,215万円

※ 事業構想必要経費には、上記1にかかる経費を計上。上記2及び3にかかる経費は、成果に応じて年度末に精算を行う。

評価基準期間の考え方と成果連動分委託費の支払時期について

- 評価基準期間
 - ・ 2年目 = 事業初年度第4四半期～事業第2年度第3四半期
 - ・ 3年目 = 事業第2年度第4四半期～事業最終年度第3四半期
- 成果連動分委託費の支払時期
 - ・ 第2年度 = 事業2年度の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）
 - ・ 最終年度 = 事業最終年度の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）



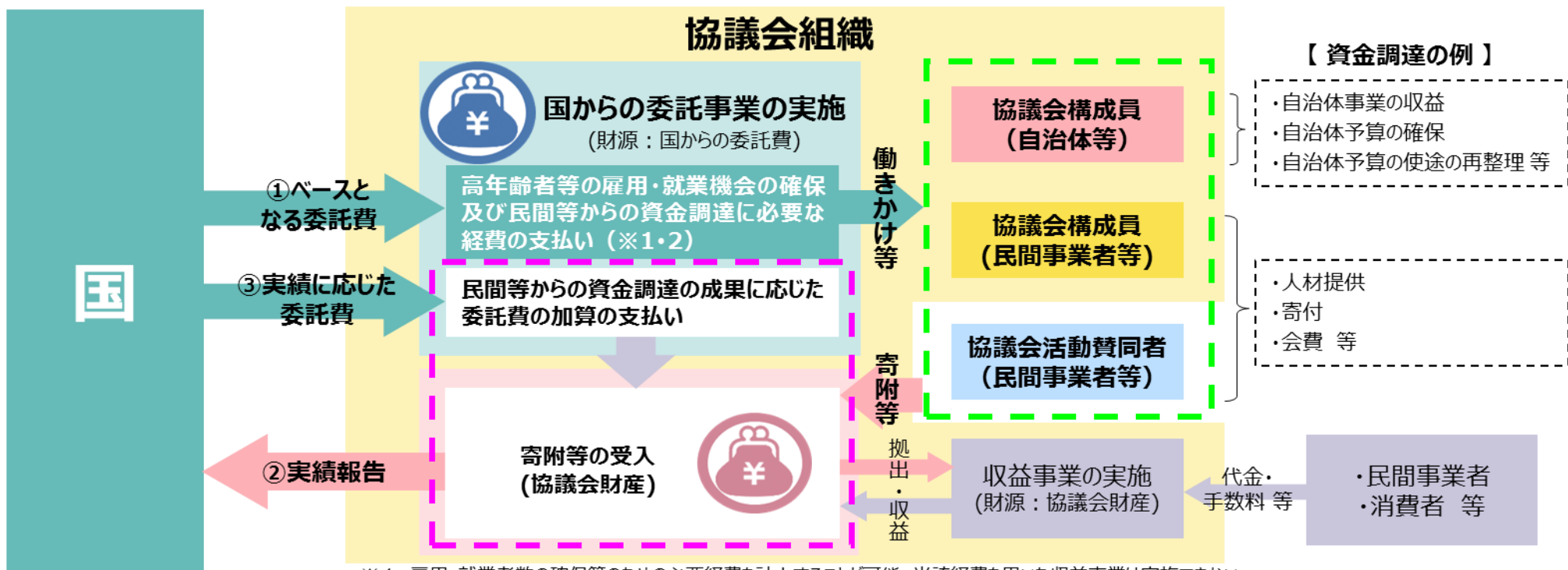
事業終了後の自走へ

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 民間等からの資金調達は、「委託事業終了後も各地域での取組を持続させる」という環境整備事業の目的を達成するための活動であることを踏まえ、活動の成果として調達された資金に関して、独自の取扱いを定める。

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 活動の成果として調達された資金等に関し、環境整備事業の委託費を国へ返還することを必要としない。
- 調達された民間等からの資金は、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進する目的で行われる活動（収益が生じるものを含む）に充当可能（ただし、収益事業を実施した場合に税制上の対応が必要な場合がある）。
- 委託費（資金調達の成果に応じて支払われる部分を除く。）は、予め計上された経費に限り支出できるが、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金調達のために活動することは委託費の目的の範囲として認める。なお、国からの委託費を受け入れるための口座と民間資金等を受け入れるための口座は別に管理する。また、民間資金等の調達業務として想定されることは、予め想定できる範囲で事業構想及び地域計画に記載する。



※1 雇用・就業者数の確保等のための必要経費を計上することが可能。当該経費を用いた収益事業は実施できない。

※2 支援員等が資金調達のために活動する人件費については予め必要経費として計上可能。その他の必要経費は、民間等から調達された資金か、委託費のうち資金調達の成果に応じた支払い部分から支出する。

地域計画（事業構想案）の記載内容

- 新事業における地域計画（事業構想案）においては、高年齢者雇用安定法に規定された事項のほか、環境整備事業の要素を反映した事項も記載する。

環境整備事業の要素を反映した追加記載事項

● 協議会構成員に求める役割等について

- 協議会による事業が関係者の連携の下で効果的に実施されるよう、各関係機関が参画する趣旨、各関係機関が実施する取組及び果たす役割について明記する。

● 自治体内における協力・連携体制について

- 地域計画を策定する自治体内における庁内一丸となった取組を促すため、自治体内の関係部署の協力・連絡体制と各部署が果たす主な役割等について明記する。

● 環境整備事業と自治体事業等との連携に期待する効果について

- 自治体事業等との連携の具体的な方法と期待する効果について明記する。

● 委託事業終了後の協議会の在り方等について

- 現時点で想定する、委託事業終了後の協議会の在り方（終了後の協議会活動継続に向けた具体的な取組やスケジュール、協議会の体制・役割分担など）について明記する。

【参考】高年齢者雇用安定法上の記載事項

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）（抄）

第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

（地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画）

第34条 地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第1項の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下この条及び同項において「地域高年齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域高年齢者就業機会確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（次項第一号において「計画区域」という。）
- 二 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項
- 三 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項
- 四 計画期間

3 地域高年齢者就業機会確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項
- 二 地方公共団体及び次条第1項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

4 地方公共団体は、第1項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 政府は、第1項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る第2項第三号に規定する事業について、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。